

第2章 都市づくりプラン

今起きている大きな流れや本市で生まれつつある変化を踏まえ、本市が今後ともその活力を維持し、魅力を高めることで、住み続けることができ、働き・学ぶ場として将来にわたって持続していくために取り組んでいくことを、第2章「都市づくりプラン」として取りまとめました。

1 本市における都市構造・土地利用の考え方

都市づくりプランは、以下の3つの都市構造・土地利用の考え方を基に設定しています。

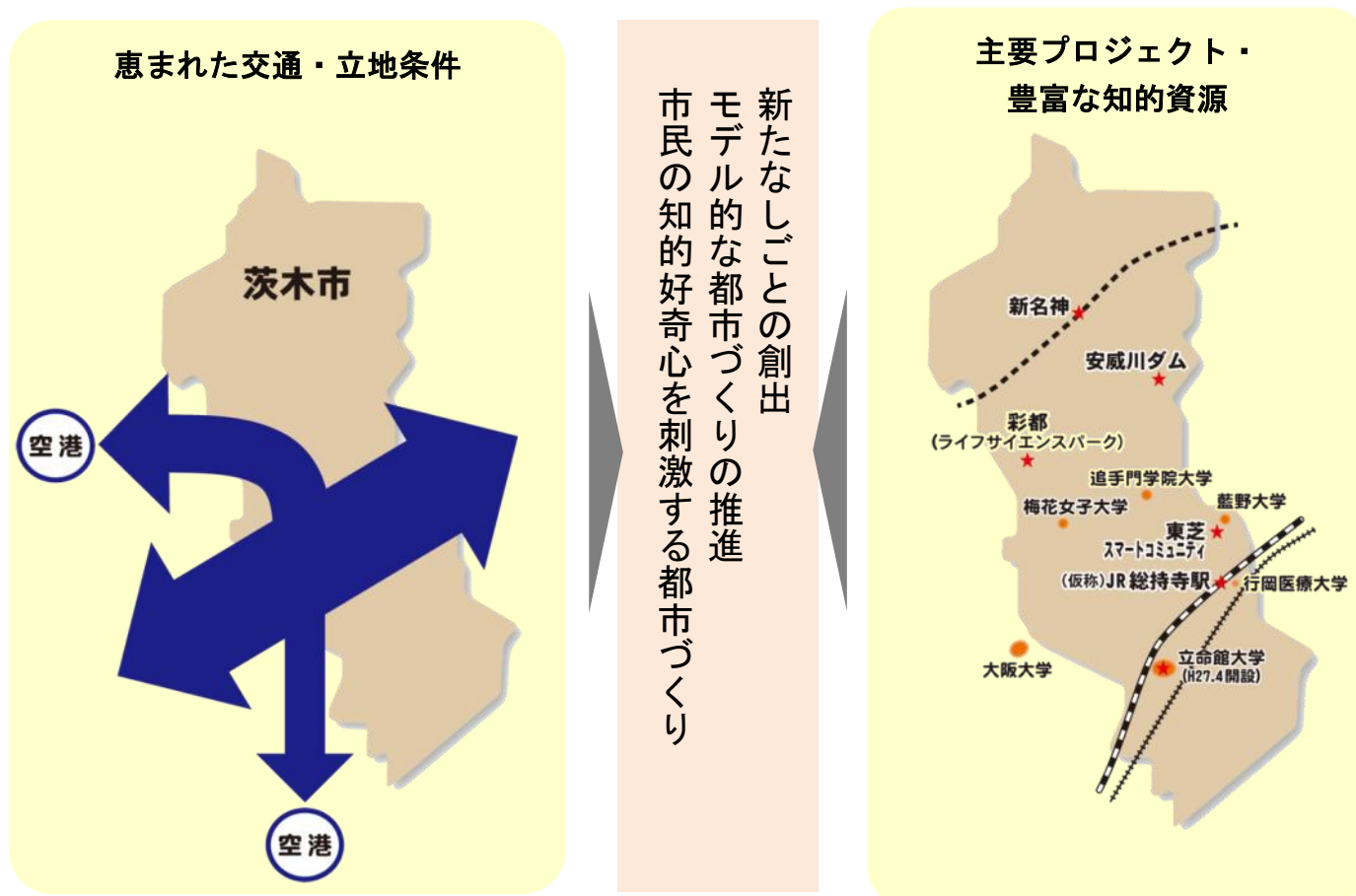
○本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進

本市は、名神・新名神（開通予定）高速道路などの国土幹線が通り、JR、阪急、大阪モノレールといった鉄道網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。また、大阪都心まで約15kmと近く通勤利便性が高いなど、暮らしやすく、企業活動においてもメリットが多いまちです。

多くの大学や、ライフサイエンス分野^{*}等の学術研究機関などの知的資源が多く立地し、大規模事業所の移転・閉鎖跡地においては、時代を先導する新たな取組（立命館大学の進出、（仮称）JR総持寺駅の設置、スマートコミュニティ構想）が進んでいます。

今後は、自然・歴史・良好な住宅地など従来からある地域資源と、新たな魅力・強みである「大学」や「企業」、さらに地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけることにより、新たなしごとの創出やモデル的な都市づくりの推進、市民の知的好奇心を刺激する都市づくりを進めます。

【本市の魅力・強みの連携イメージ】



○コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

本市は、高度経済成長期における急速な都市の拡大傾向に対して、できるだけ市街地の拡大を抑制する都市づくりを進め、コンパクトなまちを形成しています。

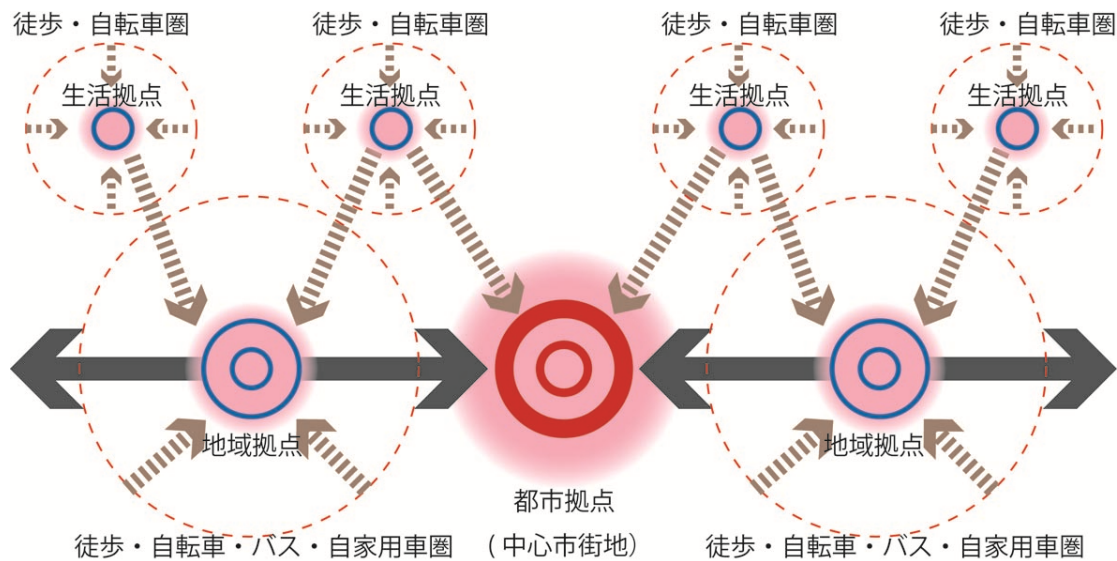
このようなコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、今後は、中心市街地や各地域の拠点の機能とそれらをつなぐ交通ネットワークが充実した、「多核ネットワーク型の都市構造」を目指します。

核となる拠点は大きく分けて、生活拠点、地域拠点、都市拠点の3つに分類し、拠点には、それぞれの圏域に応じて商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能を配置することにより、徒歩・自転車を中心とした生活圏域として、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい都市とします。

なお、各拠点内の生活圏域においては、安全で安心できる暮らしを地域で創造するため、地域住民の共助や互助による支え合い、助け合いの仕組みづくりが整っていくことを期待します。

また、公共交通を基本とした拠点の交通結節機能の確保と、拠点間をつなぐ道路、歩行者・自転車利用環境の整備により、人と環境に優しい交通ネットワークの整備を進め、拠点間の連携と機能分担を進めます。

【拠点とネットワークのイメージ図】



生活拠点：日常生活に必要な機能を集積する拠点

地域拠点：生活拠点の機能を兼ねつつ、生活を支える交通結節機能*が確保された拠点

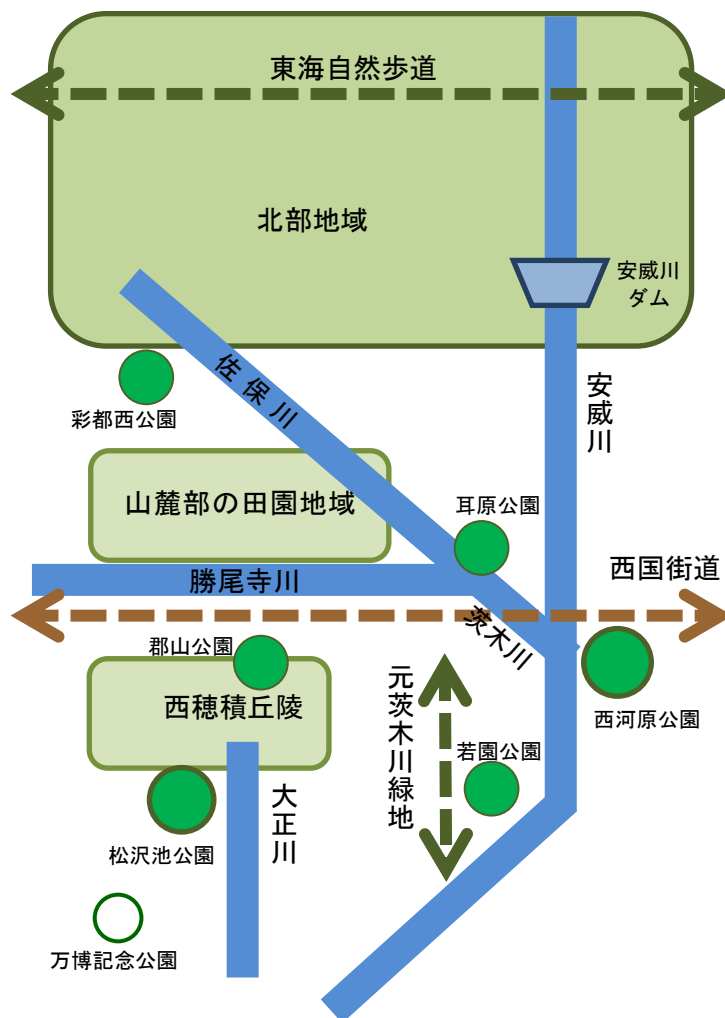
都市拠点：生活拠点や地域拠点の機能を兼ねるとともに、広域交通結節点としての機能を充実させ、都市の魅力と活力を高める機能が集積した拠点

○水と緑のネットワークの形成

本市は、元茨木川緑地や安威川、佐保川、茨木川、勝尾寺川、大正川など、市街地内に豊かな緑と水辺を有しており、うるおいのある市街地イメージを形成しています。また、市街地に隣接して残る西穂積丘陵の緑や山麓部、北部地域の農地や山林なども緑豊かな都市を形成しています。

これらの水辺や緑、その中に含まれる歴史・文化資源をネットワークすることにより、身近なところで憩いの場、健康づくりの場に触れることのできるまちとするとともに、本市の都市イメージをより一層向上させることを目指します。

【水と緑のネットワークのイメージ図】



2 都市づくりプラン

「市民が考えるまちの姿」と、都市構造・土地利用の考え方を踏まえ、都市づくりを進める考え方として「13のテーマ」を設定しました。

1つのテーマに対して、さまざまな分野での取組が必要であり、さらに、市民や民間との関わりも重要となっています。そのため、それぞれのテーマが目指すものを実現するために必要な取組に対して、本市が進める施策の展開方針を「行政施策の展開方針」、「民間活動の誘導指針」「市民等が進めるまちづくりへの支援」に整理してまとめています。

都市づくりの13のテーマ

- ①広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ②無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ③既存ストックの有効活用を進める
- ④暮らしの安全・安心を確保する
- ⑤良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ⑥多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ⑦都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ⑧暮らしを支える「拠点」を活性化する
- ⑨憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ⑩まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ⑪地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ⑫人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ⑬市民・民間によるまちづくりを進める

【本市の都市づくりにおけるテーマと施策展開方針の構成】

主に関連する「本市における都市構造・土地利用の考え方」
 ・本市における都市構造・土地利用の考え方と都市づくりプランの各テーマがどのように関連しているのかを明示しています。

主に関連する「市民が考えるまちの姿」
 ・市民が考えるまちの姿の実現に向けて、都市づくりプランの各テーマがどのように関連しているのかを明示しています。

テーマ
 (タイトル)

テーマが目指すもの
 ・「市民が考えるまちの姿」を実現するため、このテーマで目指すまちの姿を示しています。

本市の状況・社会的な背景
 ・方針の検討にあたって認識が必要な本市の状況や社会的背景、解決すべき課題等を整理します。

小テーマ
 ・テーマ内で複数の課題に対する取組テーマがある場合は、取組テーマごとにグループ分けをしています。

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人がまち、人を育てるまち。	2. 挨拶があふれるまち。	3. 「人持ちになるう」が合い言葉のまち。	4. たのしく散歩ができるまち。	5. 夢に向かってチャレンジができるまち。	6. 色々な暮らしができるまち。	7. なりわいを大切にするまち。
8. 地元で愛護するまち。	9. 安木のエエもんを語るまち。	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち。	11. 人にやさしい災害リスクを減らし取り入れるまち。	12. 今あるものを工夫して活かすまち。	13. もしもの時の備えができていくまち。	

主に関連する「本市における都市構造・土地利用の考え方」

本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進	多岐ネットワーク型都市構造の形成	水と緑のネットワークの形成
-----------------------	------------------	---------------

都市づくり
 テーマ①

広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める

テーマが目指すもの

産業活動や人、モノ、情報の交流を活性化し都市の活力を向上させていくため、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます。

本市の状況・社会的な背景

- 広域的な都市基盤施設等の計画（新名神高速道路等）の推進
 - ・国土軸である新名神高速道路や彩都（国際文化公園都市）、安威川ダム等、市域を越えた役割を担う都市基盤施設等の計画が進められており、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。
- 広域的な都市基盤施設等の計画と市の都市づくりとの関係整理
 - ・広域的な都市基盤施設等の整備による効果を受け止めつつ、周辺環境の保全や調和を重視した位置づけ、計画内容の調整等を大阪府や周辺市と行う必要があります。

施策展開方針

広域的なネットワークづくり

取組テーマ

行政施策の展開方針

- 新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備
 - ・地域の生活環境への影響には十分留意しつつ、新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備を推進します。
- 都市計画道路ネットワークの調整
 - ・市内の交通ネットワーク構築のため、大阪府、近隣自治体等と協議、連携し、都市計画道路の整備効果等を考慮し、整備を推進します。

広域に影響・効果を与える施設立地の検討

取組テーマ

行政施策の展開方針

- 広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による適正な開発指導
 - ・大規模集客施設等の立地については、原則、商業系用途地域[※]で適正な開発指導を行います。また、交通環境などの影響が考えられる施設の立地（本市・他市ともに）に際しては、大阪府や関係機関と連携・協議します。

民間活動の誘導方針

- 広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による規制誘導
 - ・本市や周辺都市における市民生活や産業活動への影響を考慮した指導に努めます。

施策展開方針
 ・それぞれのテーマが目指すものを実現するために必要な取り組みに対して、本市が進める施策の展開方針を示しています。

行政施策の展開方針
 ・主に行政が行う都市施設の整備や市街地整備事業、施策推進の体制や制度づくりなどによってテーマを実現しようとするもの

民間活動の誘導方針
 ・主に民間が行うまちづくりや事業活動の誘導によってテーマを実現しようとするもの

市民等が進めるまちづくりへの支援
 ・主に市民等が主体的に進めるまちづくり活動や住環境改善の支援によってテーマを実現しようとするもの

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にすするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木の工工もんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

主に関連する「本市における都市構造・土地利用の考え方」

本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進	多核ネットワーク型都市構造の形成	水と緑のネットワークの形成
-----------------------	------------------	---------------

都市づくりプラン
テーマ①

広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める

テーマが目指すもの

産業活動や人、モノ、情報の交流を活性化し都市の活力を向上させていくため、周辺都市との連携のもと、広域化している産業活動や市民活動に対応した整備を進めます。

本市の状況・社会的な背景

●広域的な都市基盤施設等の計画（新名神高速道路等）の推進

- ・国土軸である新名神高速道路や彩都（国際文化公園都市）、安威川ダム等、市域を越えた役割を担う都市基盤施設等の計画が進められており、今後も計画的に整備を進めていく必要があります。

●広域的な都市基盤施設等の計画と市の都市づくりとの関係整理

- ・広域的な都市基盤施設の整備による効果を受け止めつつ、周辺環境の保全や調和を重視した位置づけ、計画内容の調整等を大阪府や周辺市と行う必要があります。

施策展開方針

広域的なネットワークづくり

取組テーマ

行政施策の展開方針	●新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備
	●都市計画道路ネットワークの調整

- ・地域の生活環境への影響には十分留意しつつ、新名神高速道路及び関連都市計画道路の整備を推進します。
- ・市内の交通ネットワーク構築のため、大阪府、近隣自治体等と協議、連携し、都市計画道路の整備効果等を考慮し、整備を推進します。

広域に影響・効果を与える施設立地の検討

取組テーマ

行政施策の展開方針	●広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による適正な開発指導
民間活動の誘導方針	●広域に影響・効果がある施設立地に対する、周辺都市等との連携による規制誘導

- ・大規模集客施設等の立地については、原則、商業系用途地域*で適正な開発指導を行います。また、交通環境などの影響が考えられる施設の立地（本市・他市ともに）に際しては、大阪府や関係機関と連携・協議します。
- ・本市や周辺都市における市民生活や産業活動への影響を考慮した指導に努めます。

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々な暮らしができるまち	7. なりわいを大切にすするまち
8. 地元で循環するまち	9. 炭木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ②

無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める

テーマが目指すもの

市街地の拡大等による「都市の成長」だけでなく、既成の市街地や施設の活用により質の高い都市空間の充実を目指して成長していく必要があります。

本市においても無秩序な市街地の拡大を抑制し、社会経済情勢や地域の実情に応じた適切な土地利用を計画的に進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市街化調整区域*での土地利用

- 市街化調整区域では、市街地の拡大が抑制されますが、「福祉・医療施設、幼稚園、学校等の公益施設等」や幹線道路沿道等における店舗については、開発許可が得られれば建築可能です。
- 市街化調整区域においては、土地が資材置き場等として利用され、周辺の環境が悪化する事例が見られます。
- 無秩序な開発を抑制するとともに、周辺環境への影響を考慮した適切な土地利用誘導を図る必要があります。

●低未利用地*での土地利用

- 既成市街地*の更新には、多くの関係者や建築物の存在から意見調整に多大な時間と労力が必要です。また事業成立性や投資の回収に関しても多くの課題があります。そのため、既成市街地等において適切な整備の誘導を行う必要があります。

●工場跡地等での土地利用

- 大規模な開発や工場跡地の再開発等に当たっては、計画的で秩序ある市街地整備を進めるため、時代や市民の期待に応えられる計画となるよう調整するとともに、地区計画*等の制度を活用する必要があります。
- 駅周辺地域の再整備のニーズが高まっており、市民の期待に応える整備が求められています。

●土地所有者の土地活用意向

- 農業の経営環境の変化や、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進んでおり、幹線道路沿道等においては土地利用転換意向を踏まえた計画的な都市づくりが必要です。

●社会情勢に応じた開発の検討

- 彩都東部地区の一部では事業化に向けた取組みが進められており、新名神や名神に近接している特性を活かした企業立地の場としての整備に向け、各関係機関との調整が必要です。

施策展開方針

計画的な市街地整備

取 組 テ ー マ

行政施策の
展開方針

●無秩序な開発の抑制

- ・市街化調整区域は原則として開発を抑制する区域であることを基本に、法的に可能な開発に対しては周辺環境への影響を考慮して土地利用誘導を図ります。

●社会経済情勢に応じた土地利用誘導の検討

- ・地域の土地利用形態の実情を鑑み、適宜・適切に用途地域*等の見直しを行います。
- ・幹線道路沿道の立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用と営農環境の維持・向上を図られるよう誘導します。
- ・大規模集客施設の新規立地については周辺環境に配慮して誘導します。

●地区計画や土地区画整理事業*等による地域の特性に応じた市街地形成

- ・地区計画や土地区画整理事業等の制度を活用し、地域特性に応じた都市づくりを推進します。
- ・既成市街地において土地区画整理事業や地区計画による誘導を行います。
- ・幹線道路沿道の付加価値を活かした新しい市街地は、広域的な施策を活かした土地利用を計画的に進めていきます。

社会情勢に応じた都市づくり

取 組 テ ー マ

民間活動の
誘導指針

●彩都東部地区における都市づくり

- ・彩都東部地区は「彩都東部地区の今後のまちづくり方針」に基づき先行地区の事業推進を図るとともに、社会経済情勢の動向、周辺環境の変化、先行地区の整備状況、地権者の意向などを踏まえて開発を促進します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木の工もんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ③

既存ストックの有効活用を進める

テーマが目指すもの

高度経済成長期に整備された都市基盤施設や住宅などの高経年化が進むとともに、人口減少社会の到来、税収の減少が予想されるため、施設のあり方の検討や長寿命化^{注3)}などによる既存ストックの有効活用を進めます。

そのため、民間の技術や資金等を活かしたマネジメントを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●既存ストックを活用した都市づくりへの転換

- ある程度都市基盤施設等の整備が進んだ今、それらの維持管理と更新を中心とした都市づくりを考える必要があります。
- 整備後、相当期間が経過している都市基盤施設等については、維持や更新の必要性が高まっています。また、施設を有効に活用していくという視点が必要です。
- 本市においても、公共建築物や都市基盤施設等、公共施設の大半が高度成長期に整備されており、今後一斉に更新時期が訪れることとなりますが、公共施設に充てる財源は縮小が予想されます。
- 都市整備においては施設整備・維持管理の選択と集中を行いながら、公共施設の有効なあり方の検討も含め、効果的な都市経営を行うことが求められます。

●公共施設の更新・修繕・維持管理における民間活力導入等の可能性

- 財政の制約がある中で必要となる公共施設の整備・更新においては、PFI手法^{*}等の民間資金や技術力（ノウハウ）の活用を検討する必要があります。
- 公共施設の修繕・改善においては、財政状況に応じて長期的な修繕費の縮減を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る必要があります。
- また、これまでに整備された公共施設を有効に活用するとともに、市民や民間との協働によって効果的に管理・運営していくことが望まれます。

●住宅ストック^{*}超過による空き家数の増加

- 総務省の平成 25(2013)年住宅・土地統計調査速報集計によると日本の空き家数は820万戸となっており、世帯数と比較して住宅ストック超過となっています。
- 平成 25 年時点の空き家率は全国で 13.5%、大阪府では 14.8%と全国平均を上回っており、年々増加傾向にあります。また、別荘などの二次的住宅や賃貸用の住宅、売却用の住宅を除く空き家についてみると、全国の空き家率は 5.3%、大阪府では 4.8%と全国平均を下回っています。
- 今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想されており、さらなる空き家の増加が懸念されています。
- 平成 20(2008)年における本市の空き家率は 9.4%であり、大阪府平均を下回っていますが、今後、少子高齢化や人口減少の進行により増加することが想定され、空き家の有効活用を検討する必要があります。

●流通量が少ない中古住宅

- 住宅需要の多くは新築物件に対するものとなっており、我が国の中古住宅の流通は世界的に見るとまだまだ少ない状況です。
- 今後、世帯数の減少により住宅需要は減少していくと予想され、空き家の増加が見込まれていることから、中古住宅がもっと流通する仕組みが必要です。

注3) 橋梁や下水道施設などの公共施設の耐久性を向上させ、長持ちさせること

施策展開方針

既存公共施設の効率的な管理・運営

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●総合的な公共施設マネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設（建築物・設備）、土地といった財産を経営資産として捉え、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図ります。 施設の長寿命化や機能強化、効率的な管理・運営、市民ニーズに則した施設のあり方について検討し、市有施設の活用方針を策定します。 公共施設の維持管理に対して、民間の資金やノウハウの導入により、効率的・効果的な運営を図ります。 <p>●公共施設の計画的な更新と耐震改修*、長寿命化に向けた修繕の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な施設、不特定多数の方が利用する施設など多くの市民が利用する施設の耐震性をチェックし、必要に応じてその改修を推進します。 既存の公共施設が高経年化する中で、その機能を維持・増進することが求められますが、そのためにかかる費用が増大することが想定されるため、更新や耐震改修、施設の長寿命化に向けた修繕等を計画的に進めていきます。 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき予防保全と事業費の平準化のため、計画的に維持修繕を実施します。 上水道施設については、重要度、緊急度の高い配水池や基幹管路などの更新及び耐震化*を順次進めます。 下水道施設については、長寿命化計画等に基づきポンプ場や管路の長寿命化や下水道総合地震対策計画に基づき耐震化等を進めます。
<p>民間活動の誘導指針</p>	<p>●民間の資金やノウハウを活用した公共施設の効率的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間の有する資金やノウハウを活用して公共施設等の建設、維持管理等を行う PFI 手法などの導入を積極的に検討し、効率的な施設運営を進めていきます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●市民による公共施設や住環境の維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> アドプト制度*等により、市民が公共施設の管理に携わる取組を進めます。 地域住民による集いの場や公園等の管理・運営を行い、コミュニティ形成や、地域の住環境の改善につながる取組を支援します。

既存ストックの有効活用

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●老朽危険家屋への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した危険家屋や適正な管理がなされていない空き家による災害危険性の増大や治安の悪化を防ぐため、所有者への働きかけ等の対策を講じます。 <p>●空き家・空き室の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な空き家・空き室については、地域課題に対応する地域活動の拠点とする等、有効活用が進められるよう所有者の意識醸成のための施策や仕組みづくりを検討します。
<p>民間活動の誘導指針</p>	<p>●中古住宅や空き店舗等のストック活用と流通促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中古住宅や空き店舗などの既存建築物をリノベーション*（大規模な改修）やコンバージョン（用途転換）することにより、多様な住宅・店舗・施設等としての利活用や流通を促進します。 リフォーム*（修繕）やコンバージョンに関する情報提供や支援策、既存建築物の流通促進に向けた情報提供や民間のネットワークづくりに努めます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●マンション等の適正な管理や建替の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 分譲マンションの適正な管理や大規模改修、建て替えの円滑化を図るため、「いばらきマンション管理組合ネットワーク」などを通じて、定期的なセミナーや相談会、意見交換会等を開催し、情報提供に努めます。

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができているまち	

都市づくりプラン
テーマ④

暮らしの安全・安心を確保する

テーマが目指すもの

災害発生の危険性や、子どもや高齢者の安全確保など、社会を取り巻く大きな課題を踏まえ、市民等の取組とも連携しながら、安全に、また、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●集中豪雨や大地震等の災害の増加

- ・集中豪雨の発生件数は増加傾向にあります。市街地での家屋の浸水被害や道路冠水の発生、山間部での土砂災害などに対応するため、総合的な雨水対策が必要です。
- ・南海トラフ地震などの発生が予測されており、建築物や構造物等の耐震性の向上や災害に強い都市づくりが推進されています。
- ・密集市街地では、狭い道路が多いため、災害発生時の避難経路の確保に向けた整備が必要です。

●子どもや高齢者などが被害者となる犯罪の増加、治安の悪化

- ・子どもや高齢者などを狙った犯罪の増加等、犯罪や治安に対する不安が高まっており、防犯対策が必要です。

●災害時の要配慮者の増加

- ・高齢化の進行にともない災害時の要配慮者が増加していることから、災害発生時における地域内での支援体制を整える必要があります。

●暮らしの安全・安心の向上に対する地域コミュニティへの期待

- ・平成 23(2011)年 3月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、市民の防災に対する関心が大きく高まっています。
- ・自治会や校区で結成されている自主防災組織の結成数は、平成 19(2007)年以降増加しており、平成 26(2014)年 6月時点で 28 地区で結成されています。
- ・このように、防災や防犯等への不安が高まっている中で、暮らしの安全・安心を向上させる地域コミュニティの役割が見直されてきており、地域住民による自主的な防災活動に対する支援が求められています。

施策展開方針

災害に備えた都市づくり

取 組 テ ー マ	
行政施策の 展開方針	<p>●安全な都市づくりのための公共施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難地[※]や一時避難地[※]への避難が安全に行われるよう、沿道建築物の耐震化や不燃化を促進します。
	<p>●浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道等による雨水対策の促進を図るとともに浸水被害最小化に向けた総合的な対策を検討します。 ・開発者等に調整池の設置を義務づける府条例の制定の動向を踏まえ、市独自の条例を検討します。
	<p>●土砂災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部では、土砂災害に関する集落ごとのハザードマップ[※]の作成に取り組みます。
	<p>●ダム等の整備による治水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安威川ダムの整備・ため池の保全等による治水安全度の向上に努めます。
	<p>●防災ボランティア団体、量販店、大学等との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人材や物資等の確保及び活動を進めるため、防災ボランティア団体（市内建設事業者等）や量販店、大学等との協定を結び、連携した防災対策を進めていきます。
	<p>●帰宅困難者支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前滞留者や徒歩帰宅者支援等の帰宅困難者対策について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努めます。
民間活動の 誘導指針	<p>●細街路整備計画[※]等に基づく生活道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細街路整備計画等に基づき生活道路の整備を促進し、避難路の確保や消防活動の円滑化を図ります。
	<p>●防火・準防火地域における建築物の不燃化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火地域[※]、準防火地域に指定している市街地における建築物の不燃化を促進します。
	<p>●防災農地[※]の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者との災害協定[※]締結により、防災農地の指定に努めます。
市民等が進めるまちづくりへの支援	<p>●防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に関するハザードマップ作成への住民参加の促進や、ハザードマップによる地域の危険箇所等に対する住民の認識を高め、地域での防災意識の向上に努めます。

避難所、避難路の整備

取 組 テ ー マ	
行政施策の 展開方針	<p>●避難所、避難路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災公園（西河原・岩倉）の防災拠点としての機能強化を図ります。 ・一時避難地に指定されている公園などへの防災施設の設置等により、災害に備えます。 ・緊急交通路沿道建築物の所有者に対し、耐震診断費用の補助を行います。
民間活動の 誘導指針	<p>●緊急交通路沿道の建築物の耐震化・不燃化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、緊急交通路沿道建築物の耐震診断ならびに診断結果の期限内の報告が義務化されており、義務対象となる建築物の所有者に対し耐震診断の啓発活動を行います。

建築物の耐震化促進

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<p>●住宅・建築物耐震改修促進計画*に基づく耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物の耐震化を進めます。 ・住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化を促進します。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<p>●民間建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56(1981)年5月31日以前に建築確認を受けた建築物において、住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化を促進します。 ・耐震診断*の義務対象となる一定規模以上の大規模建築物と緊急交通路沿道建築物の所有者に働きかけ、期限内に耐震診断及び報告を行うよう促し、耐震化を進めます。 ・地震時に落下する恐れのある屋外広告物の所有者又は管理者に対し、適切な維持管理についての啓発に努めます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●住宅の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助制度の活用を促進します。 ・木造住宅の耐震改修について支援します。 ・木造住宅の耐震化促進を図るため、大阪府と連携し、「まちまるごと耐震化支援事業」を実施します。 ・共同住宅所有者が耐震診断や耐震改修を行う際の費用負担について軽減方策等を検討します。 ・耐震改修しやすい環境整備として、専門家による相談窓口やアドバイザー派遣等の充実を図ります。 ・危険なブロック塀等の所有者に対し、注意喚起を行うとともに、改修工法についても普及を促進します。

防犯・防災対策によるまちの安全性の確保

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<p>●街路灯・防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携のもと街路灯や防犯灯の設置を推進し、安全な通行環境を確保します。 ・既設の街路灯や公共駐車場については、路面や空間がより明るく見え、環境にも配慮した、灯具のLED化を進めます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●地域住民による防犯活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯等への対策は、地域の取組が大きな要素となるため、自治会等による防犯活動等を支援します。 <p>●自主防災組織の設立・運営等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における自主防災組織の設立や独自の活動・運営を支援します。

取 組 テ ー マ

行政施策の 展開方針	<p>●ユニバーサルデザイン※・バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての人が安全で快適に公共施設などを利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ● 高齢者、障害者等が利用する鉄道駅及びその周辺施設などへの移動等の円滑化を図るため、バリアフリー基本構想(案)を策定します。 ● バリアフリー基本構想(案)では多くの市民が利用する「JR茨木駅～阪急茨木市駅周辺」、「(仮称)JR総持寺駅～阪急総持寺駅周辺」、「阪急南茨木駅及びモノレール南茨木駅周辺」の3箇所を重点整備地区として位置づけ、整備を推進することで、その他の地域のバリアフリー化を牽引していきます。
	<p>●誰にも分かりやすい案内の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市に居住・来訪する人が円滑に公共交通や施設の利用ができるよう、各種サインや標識などのユニバーサルデザインや多言語標識に配慮した整備を進めます。
民間活動の 誘導指針	<p>●民間施設のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安全で快適に住み、働き、訪れることのできるまちをめざし、住宅や店舗等民間の施設においてもバリアフリー法※及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を促進します。

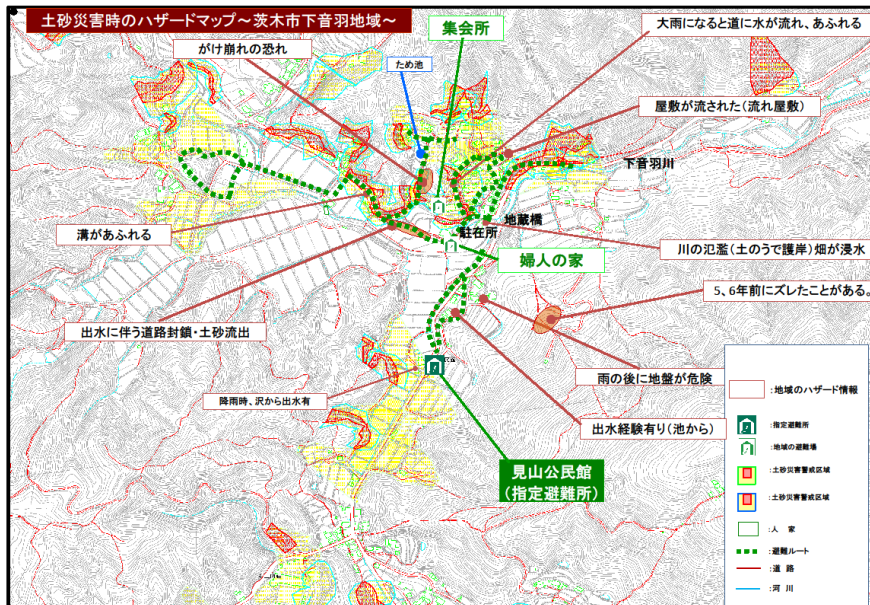
コラム

住民参加による地区単位のハザードマップづくり

近年増加傾向にある土砂災害等の自然災害への対策の1つとして、本市では、ハザードマップの作成に地域住民が参加する取組を進めています。

平成25(2013)年度は、「モデル地区」として、北部地域の下音羽地区で作成しました。

地域住民が集まって、府や市の職員と共に地区内を歩き、現地の危険箇所や避難ルートの確認を行ったり、ワークショップや意見交換を行い、地区のハザードマップづくりに取り組みました。



出典：茨木市「土砂災害時のハザードマップ～茨木市下音羽地域～」平成26年3月

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々な暮らしができるまち	7. なりわいを大切にすまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエゴモンを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ⑤

良好でうるおいのある住環境の形成を進める

テーマが目指すもの

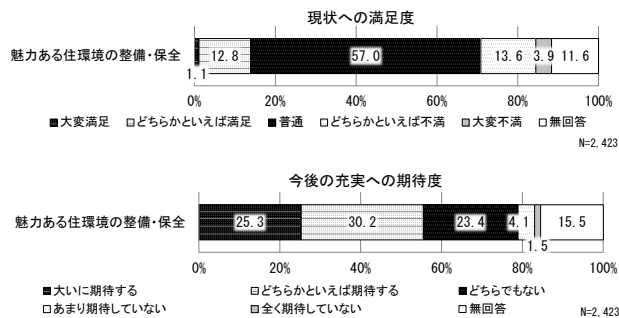
市民が快適な生活を送ることができる住み良いまちとするために、身近なところで緑や水辺に触れることができるともに、良好なコミュニティが醸成される、うるおいとゆとりのある住環境の形成を進めます。

また、住宅地としての魅力と環境を向上させ、持続的に維持するために、地域住民自らが行う環境改善や美化活動などの取組を推進します。

本市の状況・社会的な背景

●住環境の充実に対する更なる期待
(市民アンケート)

・平成 25(2013)年 1 月に実施した市民の皆さんへの本市のまちへの評価やまちづくりに対するアンケート調査によると、「魅力ある住環境の整備・保全」に対する満足度は、満足と感じている人よりも不満と感じている人の方が多いといった結果が出ています。一方で今後の充実への期待度は高まっていることから、魅力ある住環境の整備・保全を進める必要があります。



出典：茨木市「茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書」平成 25 年 3 月

●特徴のある公園整備と利用者ニーズの変化

- ・本市においては、花や鳥を愛でる楽しみがある耳原公園、ホテルを観察できる西河原公園、バラ園のある若園公園など、それぞれに特徴のある公園がうるおいと楽しみを提供しています。
- ・しかし、整備後一定の期間が経過し、施設の老朽化や利用者の階層、ニーズの変化等により更新が必要になった施設も見られることから、地域の実情を把握して計画的な施設更新を順次進めていくことが求められます。

●公共施設の多目的な活用を促す社会環境の推進

- ・公共施設の利用は、その主たる用途に限って考え整備する傾向がありますが、近年、道路空間については、占用許可基準の弾力化が進んできており、様々な地域でオープンカフェや路上イベントが開催されています。本市においても地域の活性化に向けた道路空間の活用等を進めることが望まれます。

施策展開方針

良好な環境の住宅地形成

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の展開方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺環境に調和した開発誘導の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の開発や建築計画に対しては、建築物単体の形態ではなく、周辺との調和等を考慮した指導に努めます。 ・中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する指導要綱、開発指導要綱*を時代の変化に対応した内容となるよう、基準の見直しを検討します。 ●集まる場所を中心に計画する開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・民間による新たな住宅地開発等に対しては、開発指導要綱に基づき集会所を確保するなど、「集いの場」や緑の配置を重視した計画となるよう、指導に努めます。 ●良好な住宅・住宅地の維持・形成 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和した良好な住宅・住宅地の維持と形成に取り組みます。 ●利用ニーズに応じた特徴的な公園の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・整備後、相当年数が経過している公園について、地域の実情に合わせた再整備を行います。 ・今後、公園の再整備を進める際には、高齢者向けの健康づくりができる公園や就学前の子どもが安全に遊べる遊具のある公園など、それぞれの公園に特徴を持たせた整備を推進します。
<p>民間活動の誘導指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●開発基準による安全でゆとりのある住宅地の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・防災や防犯に配慮した住宅地開発を指導・誘導します。 ●地区計画や土地区画整理事業等による良質な住宅地づくり <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の住宅地開発に対しては、地区計画等の制度の活用を推奨し、良質な住環境の維持、保全策が講じられるよう努めます。 ・良好な市街地形成を図るため、公共施設の整備改善と宅地整備を一体的に進めることができる土地区画整理事業の活用を検討します。 ・大規模工場跡地等の土地利用転換や低利用地*における開発等で、良好な環境が創出されるよう、用途地域の見直しや地区計画等の指定により、適切な土地利用を誘導します。 ・彩都地区については、彩都地区計画に基づき、計画的な都市機能の立地と良好なまちなみ形成、環境形成を図ります。 ●交通環境と連動した開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な民間開発の際には、開発周辺の交通との関係を重視して協議を進めるとともに、交通環境が悪化しないよう、交通需要のマネジメントを誘導します。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民による住宅地や集いの場・公園等の運営・維持管理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した住宅等が密集する地域においては、防災性の向上と環境改善を図る住民主体の取り組みを支援します。 ・空き家や空き店舗等を活用した気軽に集まれる場所を整備する市民を支援します。 ・公園等の身近な公共施設の運営や維持管理への市民参加を進めます。 ・まちづくり協議会等、住民主体のまちづくり活動の活性化に努めるとともに、初動期の活動を支援します。

緑地等を活かしたまちづくり

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のシンボルとなる樹木の保全誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のランドマーク*やシンボルとなる景観上優れていると認められる樹木などを景観重要樹木として指定します。 ●元茨木川緑地・親水水路や河川敷の憩いの場としての魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・「たのしく散歩ができるまち」を象徴する元茨木川緑地や高瀬川などの親水水路の機能と魅力の向上を図ります。 ・市民の憩いの場として、河川敷の魅力の向上を図ります。 ・水辺利用の安全性に配慮します。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地開発と農業とが一体となったまちづくりの誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・農園付き住宅等、周辺農家と連携したまちづくりを誘導します。
<p>市民等が進める まちづくり への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緑や花等による地域のうらおいづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や街角の緑化活動や民有地の生垣緑化等への助成を進めます。

ゆとりとうるおいの感じられる良好な住宅地



高田町のまちなみ



桜ヶ丘のまちなみ



玉瀬町の旧まちなみ



玉瀬町のまちなみ

名著紹介 ～近隣住区論～

アメリカの社会・教育運動家、都市計画研究者であるクラレンス・A・ペリー（1872～1944）が1924年に発表した「近隣住区論」という考え方は、都市計画やコミュニティ関連書においてよく引用されるとともに、日本においても近隣住区の考えに則って計画された都市が多数存在し、本市の北部に位置する彩都も近隣住区の考え方を取り入れています。

近隣住区論は、良好な地域コミュニティを形成するために、以下の6つの原則に従って住区を形成することを提案しています。

- ①規模…1つの小学校を必要とする人口（3,000～10,000人）を基準に考えており、その規模は人口密度に依存する
- ②境界…通過交通を防ぐため、十分な幅員をもつ幹線道路で周囲を取り囲まなければならない
- ③オープンスペース…住民のニーズに応じた小公園とレクリエーションスペースを体系的に配置する
- ④公共施設用地…学校その他の公共施設用地を住区の中央部にまとめて配置する
- ⑤地域の店舗…人口に応じた商店街地区を1カ所以上つくり、住区周囲の交差点近くや他の住区の商店街に隣接した場所に設けることが望ましい
- ⑥地区内街路体系…住区内の街路網は住区内の動きをスムーズにし、通過交通を防ぐように計画する必要がある



近隣住区の原則(出典：「近隣住区論」クラレンス・A・ペリー著、倉田和四生訳、鹿島出版会)

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々な暮らしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエゴモンを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ⑥

多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ

テーマが目指すもの

多様な暮らしを営む市民が、そのニーズにあった住まいで暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、既存住宅ストックの適正な維持・管理に取り組み、長期にわたって住み継がれていく住宅づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●人口急増時代に建設・供給された住宅の更新

- ・団塊の世代等が世帯を形成し、住宅を取得した高度経済成長期等に建設・供給された住宅の老朽化が進む等、建て替えや改修が必要な時期を迎え始めています。また開発後 30 年程度経過する大規模開発地においては、急速な高齢化や二世世代目の転出等により、人口構成が急激に変化することが考えられます。
- ・これらの住宅地のこれからについて住民等とともに考えていく必要があります。

●画一化した住戸の供給・開発

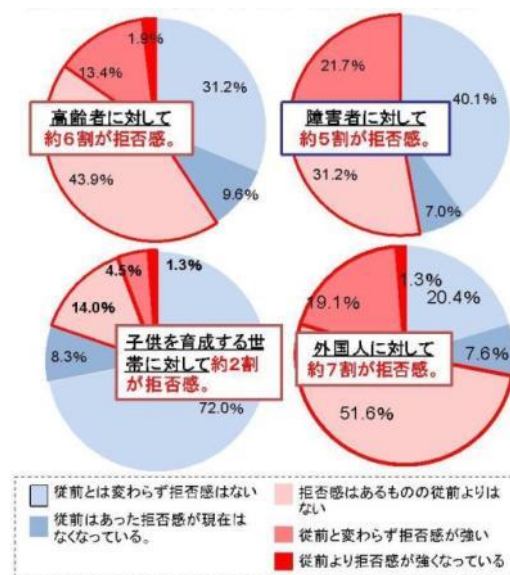
- ・近年の住宅供給の状況を見ると、住宅需要に応じて販売しやすい規模、間取り、価格の設定により、画一化した住戸の分譲住宅や分譲マンションが供給されることが多くなっています。そのため、入居者の年齢階層が偏る傾向があり、将来的には団地単位での高齢化が懸念されることから、コミュニティミックス[※]の促進が必要となってきます。

●住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ

- ・広すぎる住宅の維持管理が負担になっている高齢者や、狭い住宅に住む子育て層等、住宅ストックと居住ニーズがうまくあっていない事例が見られ、住み替え支援等を進める必要があります。

●高齢者や障害者等の住宅確保の問題

- ・地域包括ケア[※]の考え方により、地域の中で切れ目のない見守り・介護サービス・居住の場の確保が求められており、今後もサービス付き高齢者向け住宅[※]などの整備が望まれます。
- ・高齢者や障害者等が民間賃貸住宅への入居を拒否される事例もみられ、社会的に居住の安定を確保する仕組みが必要とされています。



出典：(材) 日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査」(平成 22 年実施)

施策展開方針

誰もが安心して暮らすことのできる多様な住宅供給

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	<p>●居住の安定を確保するための住宅セーフティネット*の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	<p>●住まいに関する情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに対応した住まいに関する情報提供に努めます。
民間活動の 誘導指針	<p>●多様な住宅の供給の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の設備性能等の向上、バリアフリー化の促進等が進むよう、誘導に努めます。 開発基準の見直しを検討し、多様なニーズに対応できる住宅供給が進むよう誘導します。
	<p>●高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス付きの住宅やグループホーム*等、高齢者や障害者等が安心して暮らすことのできる住宅供給を、福祉施策と連携し促進します。
	<p>●多様な居住を受け入れる住宅市場の形成誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪あんしん賃貸支援事業*により、良好な民間賃貸住宅を有効活用し、市民の居住環境の安定を図ります。

長期にわたって住宅を活用していくための制度普及等

	取 組 テ ー マ
民間活動の 誘導指針	<p>●「壊してつくる」から「長く使う」「なおして使う」まちづくり誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗や空き家については、できるだけ使い続ける視点を持って、その再生や利用方法の見直しが行われるよう働きかけます。 住宅が長期間にわたって使用されるよう、民間向けに長期優良住宅*の認定制度の利用を促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	<p>●「長く使う」「なおして使う」住まいづくり・住まい方の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性を確保するために、耐震診断補助制度の活用や木造住宅の耐震改修について支援します。 住宅が長期間にわたって使用されるよう、市民向けに長期優良住宅の認定制度の利用を促進します。 空き家を活用した多様な住まい方のできる住宅の供給を促進します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ⑦

都市の活力を高める産業を創り、守り育てる

テーマが目指すもの

市民が暮らし・学び・働き・遊び、様々な活動がまちで展開されることが、まちの活力を高める上で大切だと考えます。

本市における経済や雇用、暮らしを支え、活力を牽引する「産業」を創り、守り育てます。

また、市内の大学や企業、行政等の連携を強め、それらの施設や人材を活かしたまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市内の事業所数が減少

- ・ 民営事業所数は平成 21（2009）年から平成 24(2012)年の3年間で 449 事業所が減少して、全体で 9,132 事業所となっており、事業所数の維持・増加や雇用の場の確保に取り組むことが求められています。

●企業の市外移転の増加と移転後の住宅地開発の増加

- ・ 大規模事業所などの移転・閉鎖が進んでおり、閉鎖された工場等の跡地が住宅地として利用される事例が多くありますが、開発にあたっては、周辺企業の操業環境を守り、工業生産機能の維持を図ることが求められます。

●工場の操業環境の維持・増進

- ・ 工場等の立地が可能な用途地域（準工業地域※等）においては、住宅の立地により、既存の工場の操業に影響を与えたり、新たな公害対策が必要になる場合があります。
- ・ 地元企業が継続して操業しやすい環境とするため、地区計画を決定し、工場・倉庫等の操業環境の維持・増進を図っていますが、事業所数は減少の一途をたどっており、その他の対策についても検討する必要があります。

●企業活動への支援と立地促進

- ・ 本市への新たな企業等の立地を促進するとともに、市内の企業等が今後も市内で事業を継続できるように建築物や設備への投資を支援しており、今後も様々な支援が求められます。

●彩都ライフサイエンスパークや多数の大学、企業等、知的財産が豊富

- ・ 彩都ライフサイエンスパークや多数の大学、研究機関など、本市及びその周辺には多くの知的財産を持つ機関や団体が存在しています。また、ライフサイエンスパークでは、インキュベーション施設※も立地しており、これらの集積は新規産業の創出などに取り組む上で大きな資源となっていることから、今後とも積極的なPR や相互連携を進めていく必要があります。
- ・ 彩都ライフサイエンスパークでは、今後の成長が期待できるバイオ関連企業の集積や、国際戦略総合特区として企業の活動を支援していくことが求められています。

施策展開方針

企業立地の促進

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●企業立地を促進する新たな土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道の産業立地ポテンシャルを活かした都市的土地利用と営農環境の調和が図られるよう誘導します。 ・企業立地が進んでいる彩都中部地区における事業推進を図るとともに、アクセス道路である都市計画道路山麓線の整備を推進します。 ・彩都中部地区の府有地・市有地の活用を進めるとともに、彩都東部地区は事業着手に向けて、必要な手続きを進めていきます。 ・彩都中部・東部地区については、新名神高速道路の整備などを契機として、都市の競争力を高めるための産業振興に向け、研究施設、生産施設及び物流施設等の集積を目指します。 ●企業立地の維持・促進 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の移転情報を把握し、新たな企業立地要望が出た際に紹介できる仕組みづくりを推進します。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●生産環境を保全する土地利用の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度等の活用により、工業生産機能の維持が特に求められる工業地域について、住宅建設を制限し、操業環境を守ります。 ・工業系用途地域において住宅地開発を進める際には、近接する工場等の活動と市民生活が共存できるよう、開発区域内に空地を設けるなど、周辺環境に配慮した指導に努めます。 ・企業立地促進制度を活用し、市内での企業立地を促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●企業立地を促進するまちづくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者が協力し、地域の将来のまちづくりについて考えるような取組を支援します。

北大阪のライフサイエンス拠点づくり

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●北大阪のライフサイエンス拠点づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・彩都において、大阪府と連携して、「関西イノベーション国際戦略総合特区」等を活用し、新しい研究開発拠点であるライフサイエンスパークの充実を引き続き推進します。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフサイエンスパークにおける研究機関の連携促進 <ul style="list-style-type: none"> ・彩都におけるライフサイエンスパークを中心に、北大阪における活発な研究活動や研究機関同士の連携促進に努めます。 ●ライフサイエンスパークにおける市民等との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等と企業との交流を促進することにより、進出企業への市民理解を深めます。

産官学民連携によるまちづくり

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●企業間や企業と市民等との交流による新規事業創出の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大学、企業、行政等の連携促進による新規事業等の創出を推進します。 ・インキュベーション施設の整備推進とその機能の増進を図り、本市における起業を促進します。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と企業・大学等との連携によるまちづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の大学や企業等と地域の連携を強め、それらの施設の活用や、学生、教員、職員等のまちづくりへの参加を促進します。 ●ものづくり企業とデザイナー・クリエイターの連携が生まれるコワーキングスペース[*]等の整備誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・本市及び周辺に居住するデザイナーやクリエイター等、多彩な人材がものづくり企業と連携することによって、商品の差別化を図り競争力を強化していくために、コワーキングスペース等の整備誘導を検討します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていするまち	

都市づくりプラン
テーマ⑧

暮らしを支える「拠点」を活性化する

テーマが指すもの

中心市街地などの「拠点」は多くの市民が集い、利用し、共感や連携を生み出す場所にもなります。

また、生活を支える身近な商店街や店舗があり、イベント、文化活動などが繰り広げられ、様々な出会いを生み出す場所にもなります。今後は拠点の魅力をさらに高め誰もが訪れたいくなる都市づくりを進めます。

駅の周辺は、多くの市民が利用する地域であることから、拠点としての機能の強化を図り、誰もが暮らしやすい都市づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●中心市街地の商業や地域の生活を支える
身近な商業施設の衰退・魅力の減退

- ・住宅地内や周辺における身近な商店等、徒歩圏内にある購買施設が無くなった場合、生活利便性が低下することが懸念されています。
- ・中心市街地の来街者が減少したり空き店舗が増えたりしてくると、中心市街地の魅力が減退してきます。中心市街地を多くの市民にとって魅力あるまちにするための取組が必要です。

●本市の顔となる駅前施設等の老朽化が進行

- ・本市の玄関口としてJR茨木駅や阪急茨木市駅があり、駅周辺には商業施設等が立地していますが、老朽化や空きスペースが目立つ商業施設も出てきており、玄関口として求められる商業集積や賑わい面での課題があります。
- ・また、JR茨木駅西口駅前広場等のバリアフリー化により、誰もが利用しやすい環境を整えることが求められます。

●（仮称）JR総持寺駅の誕生

- ・平成30(2018)年春、東海道本線（JR京都線）摂津富田駅・茨木駅間（庄一丁目）に、「（仮称）JR総持寺駅」が開業予定となっており、市民の暮らしを支える新たな拠点となることが期待されます。

●商業施設の立地とライフスタイルの変化

- ・週末に自動車で郊外型のショッピングセンター等でまとめ買いをするようなライフスタイルが増えてきており、商業施設は自動車利用を前提として計画されています。
- ・高齢化社会が進展する中、将来にわたり市民の生活を支える商業集積を維持するためには、徒歩や自転車で行ける商業環境の維持・充実が必要です。

●車依存から歩いて楽しい都市への転換

- ・自動車の利用に依存しすぎた社会では、自動車を運転できない子どもや高齢者などの生活利便性が低下するだけでなく、環境負荷の増大等の課題が発生する可能性があることから、歩いて楽しい都市づくりを進めることが求められています。

●大規模集客施設の立地規制

- ・商業・近隣商業・準工業地域以外では、1万㎡以上の大規模集客施設の立地が規制されています。ただし、立地できないとされたエリア（第二種住居・準住居・工業地域）でも大規模集客施設の立地が可能となる地区計画（開発整備促進区）制度もあり、適切な運用が必要です。

施策展開方針

誰もが訪れたいくなる中心市街地の形成

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<p>●歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木松ヶ本線などの立命館大学周辺道路の整備を進め、歩行者、自転車、自動車等の利用を区分し、双方に利用しやすい交通環境を整えます。 ・茨木駅前線と茨木鮎川線等により「シビックセンター*環状道路」を形成し、市中心部の交通環境の向上を図ります。 ・シビックセンター環状道路については、歩行者と自転車、自動車の通行空間を分離、拡大するため、一方通行化の検討を進めます。 ・公共交通機関であるバスの運行環境の向上を図ります。 <p>●広域交通(通過交通)と生活交通を分離する環状道路体系の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR茨木駅周辺～阪急茨木市駅周辺への通過交通の流入を減らすため、広域的な機能を果たす環状道路体系の整備について府と協議を行います。 <p>●地域活力の向上に向けた多様な事業手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活力を支えるためハード事業だけでなくソフト対策等も含め、多様な事業手法を組み合わせることによって、きめ細やかな都市づくりを実現していきます。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<p>●歩いて楽しい中心市街地となるような市民の立ち寄りスポットの整備誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や来訪者が中心市街地に訪れ、楽しく散策し、集うことのできる回遊性のある商業地区づくりとするために、立ち寄りスポットや憩いの場となる施設の整備誘導に努めます。 <p>●中心市街地におけるインキュベーション施設、チャレンジショップ*の立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規産業が創出しやすい環境を整えるため、中心市街地の空き店舗等を活用したインキュベーション施設の立地誘導を促進します。 ・中心市街地の空き店舗を新規創業を希望する商業者が開業への手ごたえをつかむためのチャレンジショップとして活用できるような働きかけを検討します。 <p>●商店街の連続性維持のための商業施設立地誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等でマンションが立地した場合、店舗の連続性がとぎれないよう低層部における商業機能の導入を誘導します。 <p>●市民のニーズを満たす「集いの場」の整備・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学において市民向けの講座等が開催される市民開放施設等は、知的好奇心の高い市民が集い語り合う場として整備・運営されるよう働きかけます。 <p>●中心市街地における文化・芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地を舞台とした文化・芸術活動を通じたまちの賑わいや魅力アップへの取組に向けて、活動場所や交流できる機会の提供を行います。 ・また、主体的に文化・芸術活動を行う団体等に対して、活動場所や広報活動等の支援を行います。

駅周辺における拠点づくり

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道駅周辺等における拠点機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が利用し、多様な機能が集中する駅周辺を、「地域の顔」「生活を支える拠点」と位置付け、「賑わい、美化、交通利便性」の向上を図り、集客力を高めるとともに、ベンチの設置や緑化の推進により、ゆとりのある空間を創出し、地域の活性化とイメージの向上につなげます。 ・公共交通の結節点となるJR茨木駅や阪急茨木市駅・南茨木駅・総持寺駅は、多くの市民が利用する地域であることから、商業・文化・生活支援機能が集約されるまちの拠点としての機能の強化を図ります。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺建築物の再生の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前ビルの再生等の促進を図ります。 ・まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造の実現に向け、まちの拠点となるエリアにおいて、時代に即した都市機能整備を促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺地域の課題に対応するまちづくり活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の再整備については、周辺住民等がまちの課題解決に向けて、主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。

(仮称) JR総持寺駅を中心とした新たな拠点づくり

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称) JR総持寺駅を中心とした新たな地域拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・新設される(仮称)JR総持寺駅の周辺市街地については、駅前広場やアクセス道路、周辺道路の整備を推進するとともに、新たな地域拠点として市民の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化に向けた土地利用誘導や公共施設等の整備を推進します。 ・(仮称)JR総持寺駅と阪急総持寺駅との連携やネットワークの強化を図ります。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称) JR総持寺駅を中心とした新たな施設立地の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・JR及び開発事業者と連携・協力して、(仮称)JR総持寺駅建設及び駅周辺整備を促進します。 ・(仮称)JR総持寺駅と阪急総持寺駅との有機的なつながりが形成されることにより、商業などの活性化を促進します。

駅周辺における駐車場・駐輪場の整備

取組テーマ

行政施策の展開方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性に応じた駅周辺における駐車場・駐輪場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節点周辺には自転車の利用ニーズを踏まえた駐輪場、また、丘陵部の駅においてはパーク&ライドとして利用できる駐車場を充実させるなど、総合交通戦略と自転車利用環境整備計画に基づき、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車・駐輪対策を推進します。
民間活動の誘導指針	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺における駐車場等の整備誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者が利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう働きかけます。 ●レンタサイクル*等の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用環境整備計画に基づき、レンタサイクルやコミュニティサイクルの利便性向上を促進し、路上駐輪の低減に努めます。

市民の生活を支える身近な生活拠点の維持・形成

取組テーマ

民間活動の
誘導指針

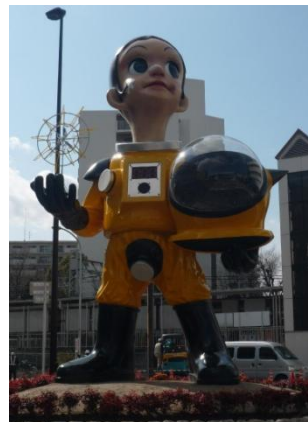
●生活拠点における商業施設や交通結節点の維持・誘導

- ・徒歩または自転車利用を想定した生活圏域の中で、購買・サービス機能の立地を維持・誘導します。
- ・生活圏域の中に、地域福祉やまちづくり活動の拠点となる施設・機能の立地を誘導します。

まちの拠点におけるにぎわい形成の取組



JR茨木駅東口駅前広場 完成イメージ図



サン・チャイルド
(阪急南茨木駅前)



Trans-Ren(Bump.White)
(元茨木川緑地)

コラム

本市における“まち×芸術”

本市を見渡すと、様々なパブリック・アートが設置されています。

近年では、現代美術家 ヤノベケンジ氏による「サン・チャイルド」(上記写真参照)や彫刻家 名和晃平氏による「Trans-Ren」(上記写真参照)が恒久設置され、これらの世界的に活躍するアーティストによる作品は、地域に大きな反響を呼びました。

本市では、未来を担う若手アーティストを発掘し、本市のまちを発表の場として提供することで、地域の芸術文化の発展に貢献することを目的とした若手芸術家育成事業「HUB-IBARAKI ART COMPETITION」に取り組んでいます。

2014年に行われた「HUB-IBARAKI ART COMPETITION」の第1回コンペティションで選出された若手作家7組による作品が公共施設に長期展示されるなど、コミュニティに根差したアートの試みは全国的に注目されており、芸術文化のまち・茨木を広く印象づけています。



ローズWAM 藤本絢子「ローズゲート」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々な暮らしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていくまち	

都市づくりプラン
テーマ⑨

憩いと癒しの空間を守り、つくる

テーマが目指すもの

本市には北部地域をはじめ、豊かな歴史文化や農地、里山といった自然資源等を有する魅力ある地域があります。

そのため、これらの地域の景観や環境を守るとともに、市民の憩いと癒しの空間として活用できるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●農地や里山などの茨木らしい緑豊かな自然

- ・北摂山系の山並み、千里丘陵や山麓部の緑、農地など、緑豊かな自然が残っています。
- ・農地の保全には、高齢化や担い手不足への対策が必要です。
- ・里地や里山等の保全には、制度等で規制するだけでなく、景観や自然を守る意識を多くの市民が共有することが必要です。

●安威川ダム周辺の水辺等を活かした新たな魅力づくり

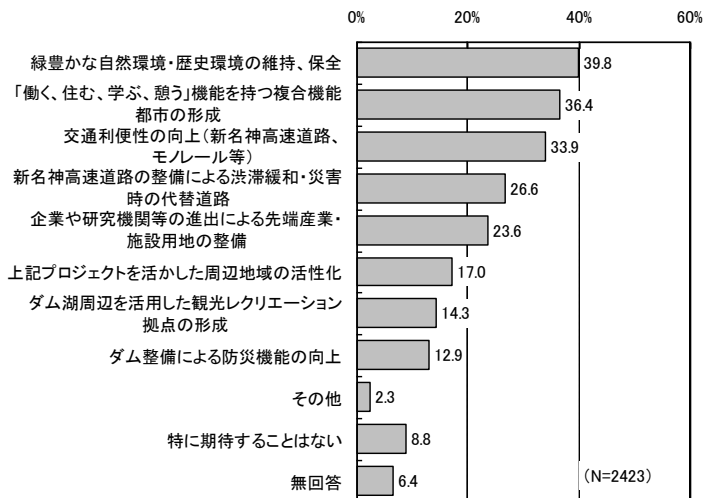
- ・既存施設の忍頂寺スポーツ公園や現在建設中の安威川ダム周辺には、グラウンドゴルフなどのスポーツ関連施設の整備の検討も進められています。
- ・将来的にはスポーツ・レクリエーションゾーンが形成される可能性があることから、新たな魅力スポットを活かした地域の活力向上が期待されます。

●市民に愛される元茨木川緑地

- ・市域を南北に通る元茨木川緑地は、四季折々に市民に広く親しまれ、愛されている緑地です。
- ・今後も、市全体の魅力アップにつながるシンボリックな空間として活用していくことが必要です。

●北部地域のまちづくり

- ・平成 25(2013)年 1月に実施した本市のまちへの評価やまちづくりに対する市民アンケート調査によると、北部地域の整備に期待することとして「緑豊かな自然環境・歴史環境の維持、保全」や「働く、住む、学ぶ、憩う」機能を持つ複合機能都市の形成」が高くなっており、今ある資源と今後整備される施設を活かしたまちづくりが求められています。
- ・新名神高速道路の開通により、北部地域においても、より広域的な範囲からの来訪者を意識したまちづくりを進めることが必要です。



出典：茨木市「茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書」平成 25 年 3 月

施策展開方針

里地や里山、河川等を活かしたまちづくり

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●里地、里山の保全活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業等と連携し、都市近郊における里地、里山の保全活用を進めます。 ・農林業施設の整備にあたっては、里地における景観や環境に配慮した工法を取り入れます。 <p>●水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元茨木川緑地や西穂積丘陵、大正川、茨木川、安威川等による水と緑のネットワークを形成し、快適に散歩のできる空間としていきます。また、幹線道路の緑化に努めるとともに、歴史資源や文化資源等のネットワークの形成に努めます。 ・特に北部の豊かな自然や歴史を活かし、市民のレジャー利用や観光利用を促進するために、既存の自然環境や集客施設の魅力アップを図るとともに、新たな魅力スポットの創出や、施設間の連携利用による地域全体の活力向上を目指します。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●里地、里山の保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地・里山の自然や景観を維持保全するため草刈りや間伐等を、市民の取組として促進していきます。 ・森林保全ボランティアや担い手を育成します。

北部地域の魅力向上

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●北部地域の魅力アップに向けた機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路の茨木北インターチェンジ（仮称）の建設により、北部地域においても国土幹線への結節点が生まれることから、より広域的な範囲からの来訪者を意識した観光拠点の充実を推進します。 ・千提寺地区及び周辺の自然環境や歴史資源等を活かした賑わいのある癒しの空間づくりを目指し、来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点整備や回遊路整備、キリシタン遺物史料館の機能拡充等により、地区の魅力発信を行います。 ・北辰中学校跡地において、周辺の農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進するとともに、農産物直売所である見山の郷との連携を積極的に展開し「農」・「林」・「食」に着目した魅力アップを推進します。また、里山センターについては里山ボランティア等と連携して、「林」の拠点として活性化を図ります。 ・観光拠点を含めた北部地域の公共交通の確保を検討します。 <p>●安威川ダム周辺の水辺を活かした観光レクリエーション拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水を目的とした安威川ダムの整備を推進する上で、生態系等に配慮しつつ、ダム周辺の水辺を活かした観光レクリエーション拠点の整備を推進します。 ・水源地域整備計画※に位置づけられている、ダム湖展望広場や公園関連施設など、水と緑の地域資源を活かしながら整備を行います。 ・安威川ダム周辺で整備が検討されているスポーツ関連施設や既存施設である忍頂寺スポーツ公園等を活かして、「スポーツ」に着目した交流空間の創造に取り組みます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●北部地域の持続可能な地域づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千提寺地区における、地域住民や新たな事業主体等が参画する交流拠点の活用策の検討をはじめ、将来のまちづくりに対する住民意識の醸成を図りながら、地域主体の持続可能な地域づくりを支援します。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切に するまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができて いるまち	

都市づくりプラン
テーマ⑩

まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める

テーマが目指すもの

建築物を建てたり、住宅地開発を行ったりする場合には、その地域の良好な景観を保全するため、周辺と調和したものとすることが大切です。

そのために、地域住民によるルールづくりの支援など、地域の景観や環境をより良い方向へと誘導できるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●景観計画の策定や高度地区の変更など
景観づくりに関する取組の推進

- 平成 22(2010)年 4月に景観法*に基づく景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定並びに景観条例*を制定し、平成 24(2012)年 7月 1日から施行しており、景観に配慮したまちづくりを進めています。
- 平成 22 年に高度地区の変更を行い、市街地で建築物の最高高さを定めたことから、これらの制度を適切に運用し、周辺と調和した建築物等の誘導を行うことが求められています。

●一律の規制誘導策による都市づくりの限界

- 用途地域による規制は全国一律で定められた内容であり、各々の地域の建築物の用途や形態を地域特性にふさわしい方向に誘導するためには限界があります。
- また、用途制限と容積率*等の形態制限を組合せて運用していることから、地域の実情にあわない事例が発生しており、地域の実情に合わせて検討する必要があります。

●豊富な歴史的景観資源

- 西国街道や亀岡街道等、古い歴史を持つ旧街道のまちなみが市内に残っていますが、維持費がかさむことや現代の生活様式に適合しないことから建て替えられる事例が増え、歴史的景観が失われつつあります。
- 古い建築物をまちの魅力づくりの資源として捉え、歴史的景観など地域特性を活かしたまちなみの保存・形成に向けた取組が行われるよう、その価値を伝え、後世へと継承していくことが求められます。

●経済的視点から進められる建築活動

- 民間による住宅地開発やマンション開発は、法定容積率までの延べ床面積を確保したり、開発指導要綱で定められた最低敷地面積で区画が設定される傾向がありますが、経済面だけでなく、景観や住環境に配慮した開発となるように誘導を行うことが求められています。

●マンション等の建設に伴う周辺住環境への影響

- 近年の都心居住ニーズの高まりとともに、中心市街地や工場、倉庫等の移転跡地において分譲マンションの供給が行われています。
- 地域の環境と調和した建築物を誘導するため、絶対高さ制限を定めた高度地区を指定していますが、準工業地域や商業地域*等においては、日影規制*がないため、立地するマンション周辺の住環境に対する影響が大きく、対策が望まれます。

施策展開方針

景観計画に基づく景観の保全・創出

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<p>●景観計画に基づく景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づき、魅力ある茨木らしい景観づくりを進めます。 本市のシンボルとして景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区である「景観形成地区」について、景観形成基準にもとづく誘導を行います。また、将来的に住民の合意が得られた地区については都市計画による「景観地区」の指定をめざします。 特に景観上保全が必要であると認められた建造物や公共施設(道路・河川・公園)、樹木については、景観重要建造物及び景観重要公共施設、景観重要樹木の指定を行います。 <p>●景観に配慮した屋外広告物の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物を本市の多様な景観(市街地、農地、里山など)の形成や保全に大きな影響を与える要素として捉え、大阪府屋外広告物条例の改正内容を踏まえた市独自の条例を制定します。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<p>●建築物の形態等に関するルールに基づく建築物等の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度地区の規定や、景観計画に基づく景観形成基準など、建築物の形態等に関するルールを適切に運用し、周辺と調和した建築物等の誘導を図ります。

本市の個性と魅力を活かした景観まちづくり

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<p>●周辺環境と調和した景観・環境の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の建設に際して、オープンスペースを確保し、質の高いデザインや周辺の景観や環境との調和に引き続き努めます。 大阪府及び近隣市町との情報交換や技術交流などを通じて、北大阪地域での調和と個性ある景観の保全と創出に努めます。 <p>●歴史文化を活かしたまちなみの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に残る町家など地域の歴史や文化を伝える建築物やまちなみを活かした魅力づくりを進めるため、歴史的価値の高い建築物を景観重要建造物として指定することを促進します。 寺社や古墳などが多くある歴史的街道である西国街道において、歴史的背景を重視した道路景観の整備を推進します。 <p>●地域資源を活かした個性のあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画制度や景観計画の策定・変更に関わる提案制度、景観協定[*]等の活用により、豊かな自然環境や歴史的景観など地域特性を活かした個性あるまちなみの形成を促進します。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<p>●周辺環境と調和した景観・環境の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の景観や緑豊かな環境と調和する景観への誘導を進めるために、生垣等の設置や、緑を取り入れた住宅の建設を誘導します。 ゆとりとうるおいのある環境づくりを目指して、公共空間と民間空間が一体となった良好なまちなみの形成を誘導します。 景観計画及び景観条例に基づき、景観形成を促進し、建築物等のデザインの向上と調和により優れた景観の創出を図ります。

市民等が進めるまちづくりへの支援

●地域資源を活かした個性のあるまちづくり

- ・地域住民と各種団体との交流の場を設け、地域資源の活用による魅力の創出や景観の向上に向けた取組を促進します。

景観に関する意識の醸成

取 組 テ ー マ

行政施策の展開方針

●景観に関する意識の醸成に向けた啓発の推進

- ・景観に関する市民や民間の意識の醸成向上を図るため、まちづくり教育の場を設け、景観計画の周知と景観形成に対する啓発に取り組みます。
- ・良好な景観を形成するため、景観計画に基づき、市民や民間との協議と調整を通じて、周辺との調和や配慮という意識の浸透に努めます。

民間活動の誘導指針

●良質で魅力ある景観デザインの促進

- ・専門家からの指導や助言の場を設け、より良質で魅力ある景観デザインの促進を図ります。
- ・良好な景観の形成に貢献している建築物や活動等を表彰（茨木市都市景観賞）することにより、景観に関する意識の高揚を図ります。

市民等が進めるまちづくりへの支援

●景観に関する意識の醸成

- ・景観計画の提案制度や景観協定の締結などの手法を市民自らが積極的に活用できるよう支援します。
- ・市民一人ひとりが進める土地利用や建築物の建て方によってまちなみや住環境が形成されるものであることを理解してもらえよう、啓発活動に取り組みます。

コラム

茨木市景観賞の開催

本市では、良好な景観の形成と民間や市民の景観に関する意識の高揚を図るため、景観が優れた建物やまちなみ、景観をよくする活動を表彰する景観賞を概ね5年ごとに開催しています。

平成25年11月に開催された第6回茨木市景観賞での建築物・工作物部門においては、最優秀賞に「京都銀行茨木ビル」が選ばれ、優秀賞には「マルヤス南春日丘店」、「ISビル」、「医療法人友誼会彩都友誼会病院」が選ばれています。

また、「まちなみ・やまなみ部門」では、高田町や桜ヶ丘、玉瀬町の良好な住宅地のまちなみが選ばれたほか、「市民・事業者・自治会等による活動部門」では、事業者や自治会、生徒会による地域の美化活動が選ばれており、今後も様々な主体が、うるおいや魅力のある景観づくりに取り組んでいくことが望まれます。



京都銀行茨木ビル

名著紹介 ～都市のイメージ～

アメリカの都市計画家であり都市研究者であるケビン・リンチ（1918～1984）は、その主著「都市のイメージ（The Image of the City）」（丹下健三・富田玲子訳、岩波書店）の中で、都市における景観の重要性を述べています。ケビン・リンチは、景観の持つ役割の一つとして「人々に見られ、記憶され、楽しませること」をあげており、そのために、都市は多くの人々にとって、視覚的に明瞭でイメージしやすいことが重要だという考え方を示しています。

『われわれにはイメージアブル imageable な 一見てわかりやすく、首尾一貫とし、明晰な 景観を持つ新しい都市世界を形づくる機会が与えられている。それは都市の住民の側の新しい心構えを必要としている。目を楽しませる形態、時間と空間の各レベルで組み立てられる形態、そして都市生活の象徴となり得る形態へと、かれらのすみかを物理的に作り直すことを、それは要求している。（114 ページから引用）』

また、ケビン・リンチは、次の5つの要素が都市のイメージを決めるといっています。

- ①パス（道路）：観察者が日ごろあるいは時々通る、もしくは通る可能性のある道筋のこと。街路、散歩道、運送路、運河、鉄道など。
- ②エッジ（縁）：観察者がパスとしては用いない、あるいはパスとはみなさない、線上のエレメント。海岸、鉄道線路の切通し、開発地の縁、壁など、2つの局面の間にある境界。
- ③ディストリクト（地域）：観察者が心の中でその内側に入ることができしかもその内部に何らかの同じ特徴が見られる都市の部分。
- ④ノード（接合点、集中点）：観察者がその中に入ることができる焦点。交通が調子を変える地点、道路の交差点など。
- ⑤ランドマーク（目印）：観察者からは離れて存在し、いろいろな大きさの単純な物理的要素。



エキスポロード(パス)



西河原公園(パス)



山手台の法面(エッジ)



車作(ディストリクト)



阪急茨木市駅(ノード)



茨木市役所(ランドマーク)

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々とくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができています	

都市づくりプラン
テーマ⑪

地域と暮らしを支える交通システムを構築する

テーマが目指すもの

本市で暮らす人や訪れる人の誰もが移動しやすいと実感できる都市を目指し、山間部では公共交通等により市民の移動手段を確保することが大切です。そして市中心部では通過交通を抑制し、市民や来訪者が心地よく回遊できる交通環境を目指します。

また、日々の暮らしや産業、観光など多様な都市活動を支えるため、自動車交通の円滑化や交通結節点の機能強化を進めます。

本市の状況・社会的な背景

●市中心部における道路混雑

- ・市内の幹線道路の多くは交通量が減少しており、高速道路を除く本市の平均交通量も減少傾向にあります。
- ・幹線道路の交通量の減少に伴い、道路の混雑度も減少傾向にはありますが、市中心部(環状道路)の混雑度は増加傾向にあります。そのため、市中心部への通過交通流入抑制など道路混雑の緩和に向けた取組が必要です。

●公共交通の社会的機能の再評価

- ・公共交通は環境に優しいだけでなく、高齢社会において誰もが利用できる移動手段としてその役割が見直されてきています。
- ・バス路線間の乗り換えを行ってバスを利用しようとした場合、ダイヤの連携や運賃の問題などが生じています。
- ・今後も利用者を確保し、公共交通を維持するためには各鉄道駅へのアクセス環境やバリアフリー環境、乗継利便性の向上を進める必要があります。

●バス路線のネットワーク面での課題

- ・市内には、近鉄バス、阪急バス、京阪バスが走っており、市域の大半を網羅していますが、ほとんどの路線はJR茨木、阪急茨木市駅を起点としており、地域間のネットワーク面での課題があります。
- また、バス路線間の乗り換えにおいて、ダイヤの連携や運賃面に課題があるため、ダイヤの調整や乗継割引の導入等により利用環境の改善を進める必要があります。

●歩行者と自転車の事故の多発

- ・中心部を中心に、自転車を利用する人が多くいます。自転車の通行空間の状況から歩道を走行していることも多く、歩行者と自転車が併存することになっていきます。歩行者の多い商店街などでも、自転車で通行する人もいます。
- この結果、歩行者と自転車の事故が多発しています。
- ・本市の人身事故発生件数は減少傾向にはありますが、自転車に関連する事故の割合は増加しており、安全な自転車利用環境の整備が求められています。
- ・駅前や商店街等においては、官民双方の取組により、駐輪場が整備されているものの、依然として路上駐輪が多く見られ、歩行者の通行等に支障を来している場合もあるため、その対策が求められています。

●交通ルール・マナーの問題

- ・路上駐車や路上駐輪、住宅地内でのスピードの出し過ぎ、歩行者の多い商店街での自転車の通行など、自動車・自転車利用者のマナーが、渋滞の発生や事故の発生を誘引する場合も多くあるため、その対策が求められています。
- ・歩行者においても、信号無視や携帯電話等を操作しながらの通行など、事故の発生を誘引する行動が見られるため、交通ルールの遵守・マナーの啓発が必要です。

施策展開方針

総合的な交通政策の推進

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総合交通戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> 本市のまちの将来像を実現するため、総合交通戦略に基づき、交通事業者、関係行政機関等とともにハード、ソフトの両面から必要な交通施策を推進します。 ●都市計画道路※の計画的整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 環状道路の整備等を計画的に進めることにより、市内交通の円滑化を推進していきます。 彩都東部地区の開発状況を踏まえて、都市計画道路茨木箕面丘陵線の整備及び大阪モノレール彩都線の西部地区から中部地区・東部地区への延伸の促進に努めます。 新たな幹線道路については、バス路線としての活用を検討します。 ●交通結節点の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の結節点となるJR茨木駅や阪急茨木市駅・南茨木駅・総持寺駅においては、バリアフリー基本構想（案）で重点地区として位置づけ、高齢者などの交通弱者が容易に他の交通機関への乗換えができるよう、駅前広場から駅構内までの移動経路のバリアフリー化を進めます。 JR茨木駅西口及び阪急茨木市駅においては、駅前広場等交通拠点としての機能を高めるための方策を検討します。 阪急総持寺駅においては駅前広場の計画検討を進め、（仮称）JR総持寺駅においてはアクセス道路と駅前広場を整備します。 阪急総持寺駅と（仮称）JR総持寺駅のネットワークの強化を目指し、大阪府と連携し、府道総持寺停車場線の歩道整備やバリアフリー化に向けた検討を行います。 ●安全な道路環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設等の整備、警察との連携による効果的な交通規制の推進等により、安全な道路環境の形成に努めます。 市民や職業運転者等の意見を道路の安全確保に反映させ、安全な交通環境の構築を図ります。
<p>民間活動の 誘導指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民間との連携による交通機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> （仮称）JR総持寺駅周辺の整備については、事業者等と連携し整備を進めます。 交通事業者等や各行政機関と連携し、全ての人が移動しやすい交通環境の形成に取り組みます。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通マナーの啓発 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通を中心とした暮らしへの転換、歩行者と自転車との譲り合い等、交通マナーに対する市民の意識啓発を図るため、学校教育を中心に交通安全教育を推進していきます。

公共交通の利便性向上

取 組 テ ー マ

<p>行政施策の 展開方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の利用環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> 市民が公共交通を利用しやすくなるよう、情報案内板の設置、バスロケーションシステム※の導入及びや乗り継ぎ運賃の値下げの検討などを行い、利用環境の改善に取り組みます。
-----------------------	---

<p>民間活動の誘導指針</p>	<p>●交通事業者の連携による乗り換え利便性の向上促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 異なる交通機関などへの乗り換え等、利用者にとっての利便性が向上するよう、交通事業者と調整を進めます。 山間部等では、バスを補完する交通手段としてのタクシーサービス等の供給誘導を検討します。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●公共交通の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部等における公共交通の維持には、市民等が積極的に公共交通を利用することが重要であるため、利用促進等の啓発に努めます。 不要不急の車利用の抑制に向けた啓発に努め、公共交通の利用促進を図ります。

歩行空間の充実

取 組 テ ー マ	
<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●快適な歩行空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者専用道路の整備などにより、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。 立命館大学とJR茨木駅、モノレール宇野辺駅、阪急南茨木駅との安全な連絡を図るため、歩行者ネットワークの充実に努めます。 人優先に配慮した市街地内交通の実現に向けて、既存の生活道路における機能に応じた拡幅、交差点の改良、歩車道の分離などの安全対策や、歩行者自転車通行を考慮した歩道などの整備を推進します。 歩道の整備、拡幅については、歩行者の交通量、道路幅員、歩道幅員、歩行者空間の連続性などを考慮し、効率的かつ効果的な対策を検討します。 市中心部では一方通行による歩行空間の整備を検討します。 <p>●交通安全施設の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者や自転車の交通量が多い道路について、歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離に向けた検討や、ゾーン30*などによる速度抑制や通過交通の排除など、道路の状況に応じた効果的な対策に取り組みます。 通学路については、安全点検の結果を踏まえて市、府、警察、教育委員会が対策を検討し、地域住民との調整のうえ、順次対策を実施します。
<p>市民等が進めるまちづくりへの支援</p>	<p>●交通マナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の多い商店街等において、歩行者と自転車が安全で快適に共存するため、歩行者・自転車利用者のマナーや商業者の道路空間の利用マナー向上に向けた啓発を進めます。

自転車利用環境の整備

取 組 テ ー マ	
<p>行政施策の展開方針</p>	<p>●自転車利用環境整備計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車通行空間の整備、駐輪場の整備、放置自転車対策、交通ルールやマナーの啓発と合わせて、自転車利用環境を向上させる自転車利用環境整備計画を推進します。 <p>●自転車利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車道の整備などにより、自転車の通行空間の確保や歩行者との分離を図ります。 立命館大学とJR茨木駅、モノレール宇野辺駅、阪急南茨木駅との安全な連絡を図るため、自転車ネットワークの充実に努めます。 駅周辺おおむね300メートルの「放置禁止区域」において、放置自転車等の随時撤去を進めます。

民間活動の
誘導指針

●自転車利用の促進

- ・環境にやさしい身近な交通手段として自転車の利用促進を図ります。
- ・バス利用者や商店街利用者に対する駐輪施設の割引制度の検討や、レンタサイクルの利用促進等、路上駐輪の低減について協議していきます。

市民等が進めるまちづくりへの支援

●自転車利用者のマナー向上

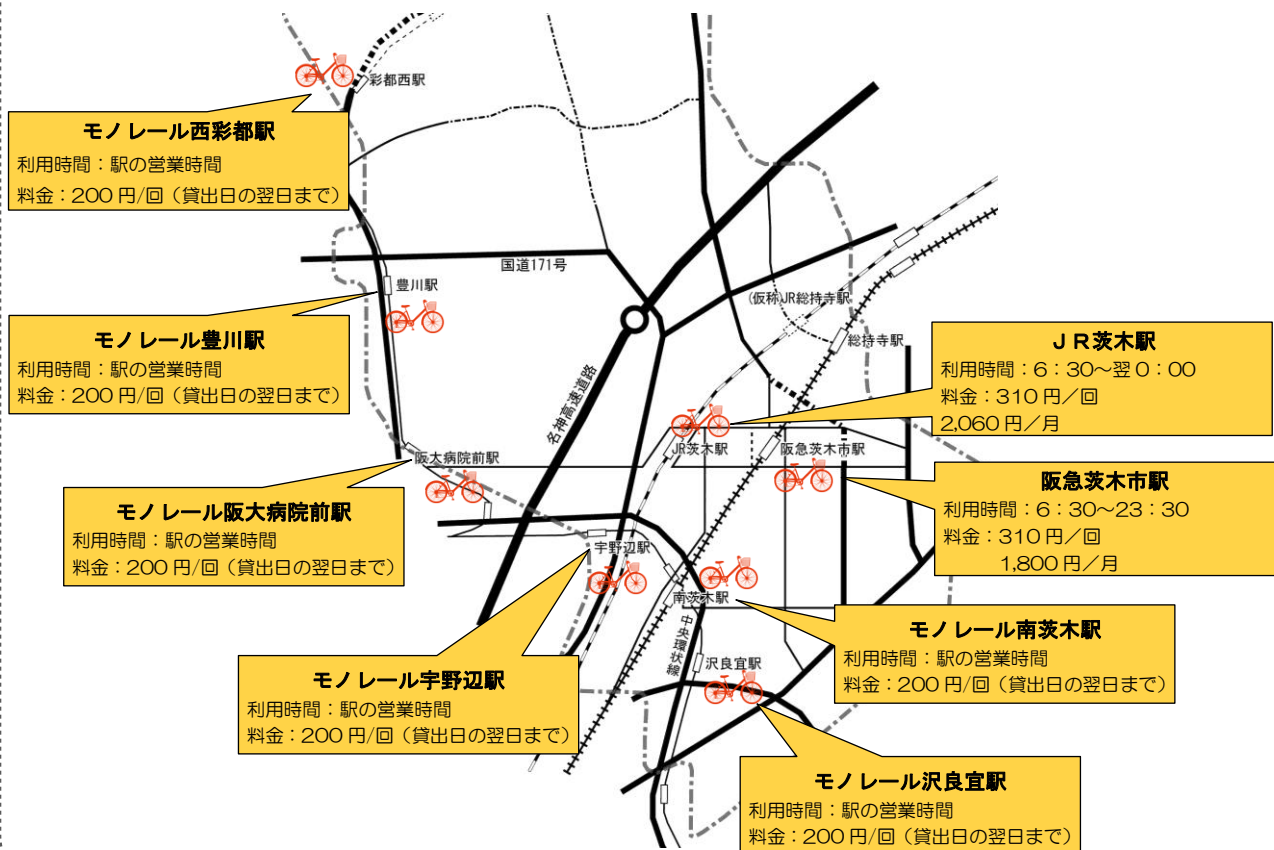
- ・路上駐輪の防止等、自転車利用者のマナー向上に向けた啓発を進めます。

コラム

本市で広がるレンタサイクルの輪

環境や健康に対する意識の高まりにより、観光のほか、通勤・通学や買い物など、日常生活の交通手段としてもレンタサイクルを利用する人が各地で増えており、本市においても広がりを見せています。

現在、民間によってJR茨木駅、阪急茨木市駅、モノレール宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅等、あわせて8拠点で実施されており、中でもJR茨木駅には約500台、阪急茨木市駅には約400台のレンタサイクルが設置されています。非常に多い台数のように感じられますが、定期利用が約9割を占めており、稼働率も高く、多くの人に日常的に利用されているといえます。



*レンタサイクルの場所や利用時間、料金は平成26年12月時点

主に関連する「市民が考えるまちの姿」

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになろう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にすまち
8. 地元で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができていすまち	

都市づくりプラン
テーマ⑫

人と環境にやさしい都市づくりを進める

テーマが目指すもの

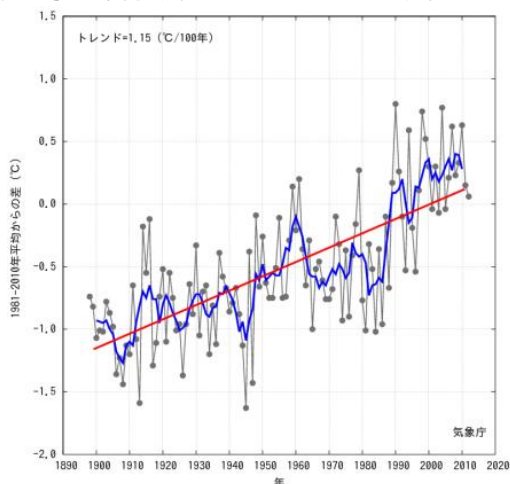
地球規模で進む環境問題に対応するため、限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすことが大切です。

そのため、再生可能エネルギーの利用促進やスマートコミュニティの考え方を導入するなど、環境にやさしいライフスタイルを実現する、低炭素都市づくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●地球温暖化等環境問題が深刻化

- 日本の平均気温は 100 年あたり 1.15℃の割合で上昇し、海面の上昇のほか、強い熱帯低気圧の増加など、気候に大きな変化が生じており、地球温暖化等の環境対策が求められています。



出典：気象庁HP「日本の年平均気温偏差」

●環境にやさしいライフスタイルの普及

- 本市では、地球温暖化対策実行計画※に基づき、再生可能エネルギーや効率的なエネルギーの利用促進を図るとともに、市民や民間などと連携し省エネルギーの普及・啓発に努め、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちを目指しており、今後も積極的な推進が求められます。

●東芝工場跡地におけるスマートコミュニティ構想の実現に向けた検討

- 本市では、東芝工場跡地で集約型エネルギーマネジメントをおこなう管理拠点を中心に、住居・商業施設・文教施設等、都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等のさまざまなインフラ※の最適化を図るスマートコミュニティ構想が検討されています。
- 東芝工場跡地において先導的なスマートコミュニティが実現されることから、このノウハウを既成市街地や大規模開発においても導入できないか検討していくことが必要です。

●低炭素社会への意識が向上

- 環境問題が深刻化している中、低炭素社会を実現するべきという意識が国民の間で高まっています。
- 低炭素社会を実現するため、省エネ家電や環境に優しい自動車の普及、資源の有効利用、再生可能エネルギーの利用、植林・森林の保全等に対する取組が求められています。

施策展開方針

環境負荷低減への取組

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	<p>●環境負荷低減への取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業等においては、温室効果ガス[※]の排出抑制や資材の再資源化の促進など、環境に配慮した取り組みを推進します。
	<p>●再生可能エネルギー等の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施し、住宅等への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を促進します。
	<p>●公共用水域の水質保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活排水未処理地区では、公共下水道・公設浄化槽の整備を進めます。
民間活動の 誘導指針	<p>●スマートコミュニティ導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 東芝工場跡地では、集約型エネルギーマネジメントをおこなう管理拠点を中心として、住居・商業施設・文教施設等、都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等のさまざまなインフラのエネルギー最適化を図るため、必要となる規制緩和等に取り組むなど、スマートコミュニティの考え方に基づく都市づくりを促進します。 既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティの考え方を導入した都市づくりを促進します。

低炭素建築物[※]の普及・啓発

	取 組 テ ー マ
行政施策の 展開方針	<p>●低炭素建築物認定制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会に向けた住まいの供給を促進するため、低炭素建築物新築等計画に基づき、低炭素建築物認定制度の適正な運用を図ります。
民間活動の 誘導指針	<p>●低炭素建築物の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会に向けた住まいの供給を推進するため、民間向けに低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
市民等が進めるまちづくり への支援	<p>●低炭素建築物の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、市民向けに低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。

1. 人が育ち、人を育てるまち	2. 挨拶があふれるまち	3. 「人持ちになるう」が合い言葉のまち	4. たのしく散歩ができるまち	5. 夢に向かってチャレンジができるまち	6. 色々なくらしができるまち	7. なりわいを大切にするまち
8. 地域で循環するまち	9. 茨木のエエもんを育むまち	10. 身近な自然を守り、使い、育てるまち	11. 人にやさしい交通システムを取り入れるまち	12. 今あるものを工夫して活かすまち	13. もしもの時の備えができています	

都市づくりプラン
テーマ⑬

市民・民間によるまちづくりを進める

テーマが目指すもの

賑わいのある中心市街地の形成や、まちの魅力を維持・向上させていくためには、民間や行政によるハード整備だけでなく、公共施設等の有効活用や住環境の維持管理といったマネジメントが大切です。

そのため、民間によるまちづくりや、市民主体のまちづくり活動が活発に展開され、市民や民間自身が地域のマネジメントに携わるまちづくりを進めます。

本市の状況・社会的な背景

●行政依存から市民協働・地域主体への転換

- ・地域におけるコミュニティ力の低下により、本来は、地域住民の取組や話し合いによって解決できるまちの課題を、行政にその解決を委ねてしまう事例が生まれており、地域コミュニティの再生支援が求められます。
- ・一方でNPO法人のような特定の課題解決のために地域を越えて展開されるテーマ型の活動が活発化していることから、それらの活動が継続しやすいように支援を進めることが重要です。
- ・公共施設の維持管理に対するボランティア活動を行っているアドプトプログラムの参加団体も増加傾向にあり、市民・民間・行政の協働のもとに公共施設の維持管理を進めることが期待されます。

●官民連携のまちづくりを推進する制度等の導入

- ・都市再生特別措置法においても、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用して賑わいのあるまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が新しく創設されるなど、全国的に民間によるまちづくりを推進するための環境が整ってきています。

- ・大阪駅周辺地域(うめきた)においても、ニューヨークなどで取り入れられている BID (Business Improvement District) を参考に、地権者から徴収した分担金を地域の活性化に充てるまちづくり制度の導入に向けた検討が進められています。
- ・本市では、提案公募型公益活動支援事業補助制度の活用により、官民連携のまちづくりをおこなっていますが、今後も取組を継続していくことが必要です。

●地域コミュニティや市民活動の発展を支える場の整備

- ・地域における相互扶助やまちづくりへの市民参加を推進するため、地域コミュニティにおける日頃からの人のつながりや様々な活動団体の相互の結びつきを促すソーシャルキャピタル(社会関係資本)の充実が求められます。
- ・まちづくりにおいても、市民同士の日頃からのつながりの形成や市民活動の発展を念頭に置いた取組及び施設整備を進める視点が必要です。
- ・既存のコミュニティ活動を促進する場として、各地域での公民館やコミュニティセンター等、集いの場や生涯学習の場の整備を進めています。

施策展開方針

市民・民間によるまちづくり

	取 組 テ ー マ
行政施策の展開方針	<p>●市民が集い・語らい・楽しむことができる公共空間の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、整備や更新を図る公園や駅前広場等の公共空間では、休憩のできるベンチの設置や緑化の推進により、ゆとりのある空間の創出を検討するとともに、市民の利用ニーズ等を踏まえて井戸端会議や集いの場、イベント等が開催できる場となるようにしていきます。
民間活動の誘導指針	<p>●エリアマネジメント※導入に向けた仕組み等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、市民・民間・各団体等が都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメントに取り組めるよう、制度や支援方法等について検討を行います。 <p>●新しい技術を活かしたコミュニティづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー問題だけでなく、健康増進やコミュニティ形成などに最先端のICT※技術等を駆使したスマートコミュニティを実現するなど、新しい技術を活かしたコミュニティづくりを促進します。
市民等が進めるまちづくりへの支援	<p>●地域住民主体の地域まちづくり計画・まちづくりルールの作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の主体的な取組を基本に、まちづくりのルールを定める地区計画等の制度を活用し、地区の実情に応じたまちづくりを促進します。 既存の住宅地の良好な住環境を維持するため、地区計画の申出制度の活用を目指し、条例改正による制度化を検討します。 <p>●都市計画提案制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度を市民等に周知し、制度の普及と適切な運用に努めます。 <p>●まちづくり活動等の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、都市計画をはじめとするまちづくり制度の普及・啓発を図ります。 <p>●まちづくり活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民等による住環境の維持・保全などの自立的な取組に対し、必要な支援を行い、まちづくり活動の促進を図ります。

コラム

名著紹介 ～都市と人間～

近年、車依存から歩いて楽しい都市づくりへの転換が求められています。アメリカの文芸批評家、建築・都市批評家、文明史家であるルイス・マンフォード（1895～1990）は、1963年に出版した「都市と人間」（生田勉・横山正訳、新思索社）の中で以下の考えを述べています。

『われわれがまず最初に学ばなければならないのは、都市は自動車の通りみちとして存在するのではなく、人間の生活と文化のためにあるということである』

多様な地域特性のある茨木のまち

本市の中心市街地は茨木城の城下町として整えられた町割りが現在に継承されています。また、北部地域の北摂山系には農村集落、丘陵地には彩都やサニータウン等計画的に整備された住宅地が形成されています。そして、南部地域には旧農村集落を起源とする住宅地や土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地が形成されています。

このように本市には、地理的条件や歴史的な経過などによって、それぞれの地域ごとに固有性があり、多様な景観特性やコミュニティを有しています。

また、市内の駅を見ても、中心市街地に近接する阪急茨木市駅、JR茨木駅、総持寺の参拝客も利用する阪急総持寺駅、新しいまち彩都に立地する彩都西駅など、それぞれに異なった特性を有する地域が広がり、また、(仮称) JR総持寺駅の建設が進むなど、新たな拠点が生まれつつあります。地域ごとの多様性を活かした都市づくりが求められています。



郡山宿本陣



北部地域の農村集落 (車作)



阪急茨木市駅



彩都あさぎ里山公園周辺